

# 職場の「3密」防止のため 県教委、在宅勤務制度を実施へ

## 小中学校では職場の必要性に応じて地教委へ要求を

「赤梓速報 No.1」の裏面でもお知らせしましたが、県教委は「在宅勤務制度」の実施要綱を整え、複数の県立校ですでに実施されています。

政府も在宅勤務を推奨しており、職場の「3密」を避け、感染を予防するためには有効な手段です。

市町村立の学校から、和教組に問い合わせが複数寄せられていることから、再度、この制度についてお知らせします。

### 要綱制定時は緊急事態宣言地域からの通勤者を想定

県教委は、四月八日に要綱を通知した際には、緊急事態宣言が出ている大阪府の地域から通勤している教職員を想定していました。

しかし、状況の変化に伴い、県内在住の職員にも適用することを決め、県立校および市町村教委に伝えていきます。

県教委は、前述の「大阪府の緊急事態宣言地域から通勤している教職員」に加え、「公共交通機関を利用して通勤している教職員」を原則在宅勤務とし、「基礎疾患等がある教職員」は本人の希望にもとづき在宅勤務としています。

また、勤務場所の密集状態の解消のために必要と考えられる場合も在宅勤務を取り入れるとしています。

現に今週から複数の県立校で、教職員が交替で出勤する体制がスタートしています。

### 原則一日単位、時間も可、命令書、報告書が必要

制度の概要は次の通りです。

- ①実施単位 原則一日単位。校長が認めれば時間単位も可能。  
実施期間は、感染拡大を防止するために校長が必要と認める期間
- ②手続き等 「在宅勤務命令書」（裏面）に記入。  
（校長が教職員に在宅勤務を命じる形になります）
- ③在宅勤務場所 自宅  
在宅勤務終了後は「在宅勤務実施報告書」（裏面）を提出
- ④勤務時間・休憩時間 正規の勤務時間・休憩時間

また、所属先を離れて勤務することから、自宅に「出張する」形になります。そのため、旅行命令簿への記入が必要です。当然、出張旅費は出ません。

### 小中学校は市町村教委の判断で実施

小中学校での実施は、服務監督権のある市町村教委の判断となります。「密集状態を避ける」という主旨を考えれば、各職場の職員数、部屋の状況などを踏まえて検討することになります。時差出勤や、勤務場所を分散させるなど他の方法もあります。

職場のみなんで考えて、導入した方がよい場合は、地教委に対し実施を求めていく必要があります。その場合は和教組支部、本部に要求を上げてください。